

公立大学法人広島市立大学組織規則

平成22年4月1日

規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 理事、理事長補佐、副理事及び監事（第2条―第4条）
- 第3章 職員（第5条・第6条）
- 第4章 理事会（第7条）
- 第5章 理事長選考会議（第8条）
- 第6章 経営協議会及び教育研究評議会（第9条・第10条）
- 第7章 運営調整会議（第11条）
- 第8章 委員会（第12条・第13条）
- 第9章 事務組織（第14条）
- 第10章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

第1条 この規則は、公立大学法人広島市立大学定款（以下「定款」という。）及び広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する広島市立大学（以下「大学」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事、理事長補佐、副理事及び監事 （理事）

第2条 定款第8条第1項に規定する理事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 常勤の理事 3人
 - (2) 非常勤の理事 2人又は3人
- 2 前項第1号に掲げる常勤の理事は、第5条第1項に規定する副学長及び第14条第2項に規定する事務局長をもって充てる。
- 3 前項の理事の担当及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

担 当	所 掌 事 務
学術・社会貢献担当	学術研究及び社会貢献に関すること。

教育・学生支援担当	教育及び学生支援に関すること。
法人経営担当	法人経営に関すること。

- 4 前項に定めるもののほか、特定の業務に係る担当について必要があるときは、理事長がこれを定める。
- 5 第1項第2号に掲げる非常勤の理事は、定款第11条第2項に規定する任命の際現に法人の役員又は職員でない者とし、その担当及び所掌事務は、理事長が定める。
- 6 定款第9条第3項に規定するあらかじめ理事長が定める順序は、理事の任命の際に示すものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、理事に関し必要な事項は、別に定める。

（理事長補佐）

第2条の2 法人に、特定の業務について理事長及び理事を補佐させるため、理事長補佐を置くことができる。

- 2 理事長補佐は、第5条第1項に規定する職員のうちから理事長が任命し、その数は、2人以内とする。
- 3 理事長補佐の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、理事長補佐の任期の末日は、当該理事長補佐を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、理事長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

（副理事）

第3条 法人に、法人及び大学の運営に関する特定の事項を処理させるため、副理事を置く。

- 2 副理事は、第5条第1項に規定する職員のうちから理事長が任命し、その数は、8人以内とする。
- 3 副理事の担当及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

担 当	所 掌 事 務
入学者選抜担当	入学者選抜に関すること。
情報担当	情報基盤及び情報セキュリティに関すること。
学生支援担当	学生支援及び就職・キャリア形成

	支援に関すること。
教育推進担当	教育推進に関すること。
教育支援担当	教育支援及び学修支援に関すること。
国際担当	国際化及び国際交流に関すること。
研究推進担当	研究推進に関すること。

- 4 前項に定めるもののほか、特定の業務に係る担当について必要があるときは、理事長がこれを定める。
- 5 副理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副理事の任期の末日は、当該副理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(監事)

第4条 定款第8条第1項に規定する監事は、非常勤とし、その数は、2人とする。

- 2 前項に定めるもののほか、監事に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職員

(職員)

第5条 法人に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 大学に学則第8条に定めるところにより職員を置き、前項に掲げる法人の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第6条 学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条に規定する職務に従事するものとする。

- 2 事務職員及び技術職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、職員の職務に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 理事会

第7条 法人に、理事長及び理事で構成する理事会を置く。

- 2 理事会の運営等に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学理事会規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第2号）で定める。

第5章 理事長選考会議

第8条 法人に、学長となる理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。

- 2 理事長選考会議の運営等に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学理事長選考会議規程（平成23年公立大学法人広島市立大学規程第31号）で定める。

第6章 経営協議会及び教育研究評議会

（経営協議会）

第9条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会の運営等に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学経営協議会規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第3号）で定める。

（教育研究評議会）

第10条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学教育研究評議会規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第4号）で定める。

第7章 運営調整会議

第11条 法人に、法人及び大学の運営に関する重要事項について連絡調整を行うための機関として、運営調整会議を置く。

- 2 運営調整会議の運営等に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学運営調整会議規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第8号）で定める。

第8章 委員会

（常設委員会）

第12条 法人又は大学に、その運営等に関する専門の事項を調査、企画又は実施するため、次に掲げる常設の学内委員会を置く。

- (1) 人事委員会
- (2) 内部質保証委員会
- (3) 情報セキュリティ委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 地域共創・研究推進委員会
- (6) 国際交流委員会
- (7) 危機管理委員会
- (8) F D ・ S D 委員会

- (9) 就職・キャリア形成支援委員会
- (10) 教務委員会
- (11) 学生委員会
- (12) 附属施設等運営委員会

- 2 前項各号に掲げる学内委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
(特別委員会)

第13条 前条第1項各号に掲げる学内委員会のほか、理事長が必要と認めたときは、法人又は大学に、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 事務組織

第14条 法人に、法人及び大学の事務を遂行するため、事務局その他必要な組織を置く。

- 2 前項の事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

- 3 第1項の組織に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学事務分掌規程(平成22年公立大学法人広島市立大学規程第5号)で定める。

第10章 雑則

第15条 定款、学則及びこの規則に定めるもののほか、法人及び大学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。